

飯山市障害者計画（障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画）
策定委員会設置要領

（設置の目的）

第1条 障害者基本法の規定に基づく障害者施策に関する基本的な計画並びに障害者総合支援法の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画、児童福祉法の規定に基づく障害児の通所支援等の提供体制の確保と円滑な実施に関する計画の策定について調査及び研究するため飯山市障害者計画策定委員会（以下、委員会という）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は次の事項について審議するものとする。

- （1） 障害者基本法の規定に基づく障害者計画の策定に関する事項
- （2） 障害者総合支援法の規定に基づく障害福祉計画の策定に関する事項
- （3） 児童福祉法の規定に基づく障害児福祉計画の策定に関する事項
- （4） その他市長が必要と認める事項

（委員）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 福祉事業者
- （2） 就労事業者
- （3） 福祉団体関係者
- （4） 教育関係者
- （5） 公募委員
- （6） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、当該計画に係る調査及び研究が終了したときまでとする。

（委員長及び職務代理者）

第5条 委員会に委員長1名及び職務代理者1名を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総括する。

3 職務代理者は、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

（報償）

第7条 日額5,700円

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、民生部保健福祉課障がい福祉係に置く。

（補則）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年8月16日から施行する。